

2. 新型コロナウイルスへの対応

直轄工事/業務の円滑な発注及び施工体制の確保

(令和3年1月29日 各地方整備局等へ通知 地域発注者協議会を通じて自治体にも情報提供)

- R2補正予算にて「防災・減災、国土強靱化の推進」に係る予算が措置され、引き続き公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要。
- 緊急事態宣言が再び発出されるなど新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻な状況においては、例年に比べ、入札契約事務作業が遅れる可能性もある。
- 引き続き、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い、受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底。

＜入札契約＞	入札契約手続き全般の柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・技術提案のテーマ数や提案数は必要に応じて最小限 ・ヒアリングの原則省略 ・総合評価委員会等のテレビ会議等活用した効率化 等
	発注ロットの拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入、比較的高い工事は下位等級工事への参入を可能
	直轄事務所発注工事における指名競争入札の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者が少数と見込まれる比較的难度が低い工事について、広く入札参加意欲を確認し施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式、フレームワーク方式）等
	概算数量発注の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切に設計変更
＜設計積算＞	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費 ・新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための対策費用
＜施工段階＞	検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話、インターネット等を活用
	工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用
＜成績評定＞	感染拡大防止を図るために柔軟な対応を行った場合でも 成績評定で適切に評価 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整する 等

国土交通省直轄工事・業務における一時中止等の状況

- 国土交通省直轄工事では、受注者から申し出がある場合に、一時中止等の措置を行うこととしており、1回目の緊急事態宣言が全国に拡大された後の令和2年4月30日時点で、直轄工事全体の4%で一時中止を行っていた。
- その後、感染拡大防止対策をとった上で工事を再開する動きとなっており、令和2年7月28日時点で全ての工事・業務が再開している。
- 令和3年1月7日に発出された2回目の緊急事態宣言以降においても、一時中止の件数割合は令和3年3月4日時点で直轄工事全体の1%未満。

令和2年		日付	工事			業務		
			一時中止等の件数	割合	全件数※	一時中止等の件数	割合	全件数※
緊急事態宣言 (4/7~5/25)	対象地域が全国へ拡大前	4/10時点	約100件	(2%)	約6,000件	約600件	(15%)	約4,000件
	対象地域が全国へ拡大後	4/30時点	約280件	(4%)	約7,000件	約940件	(14%)	約6,500件
緊急事態宣言解除後		7/28時点	0件	(0%)	約8,000件	0件	(0%)	約10,000件

令和3年		日付	工事			業務		
			一時中止等の件数	割合	全件数※	一時中止等の件数	割合	全件数※
緊急事態宣言措置 (1/7~3/21)		3/4時点	16件	(0.2%)	約8,000件	60件	(0.6%)	約10,000件
まん延防止等重点措置 (4/5~)		4/8時点	0件	(0%)	約7,000件	6件	(0.9%)	約7,000件
		4/22時点	4件	(0.5%)	約7,500件	4件	(0.05%)	約7,500件

※: 工事・業務の全件数はコリンズ・テクリスより、以下のとおり検索した件数を計上している。
 ・検索条件: それぞれの時点で契約中である工事・業務、検索時点: それぞれの時点

(参考) 公共事業の円滑な施工確保について 赤羽国土交通大臣発言要旨

令和3年1月29日(金)閣僚懇談会

赤羽国土交通大臣発言要旨

1. 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が十分に効果を発揮するためには、新型コロナウイルス感染症下においても、本補正予算で措置された公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要です。
2. このため、感染症対策にかかる費用を上乗せする柔軟な契約変更を徹底するなど、感染拡大防止に万全を期しつつ、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定や適正な工期設定、施工時期の平準化などの取組を推進する必要がある、関係省庁、地方公共団体等と連携して取り組むこととしたいので、関係各位の御協力をお願いします。
3. 国土交通省としても、防災・減災、国土強靱化などの公共事業予算を始め、補正予算の迅速かつ円滑な執行に取り組んでまいります。

建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年12月24日改訂版)

1. はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針(令和2年5月25日変更)」において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。
- また、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係(電力、ガス、上下水道等)、家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。

2. 感染防止のための基本的な考え方

- 「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。
- 特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制 / (2) 健康確保 / (3) 建設現場 / (4) オフィス等における勤務 / (5) 通勤 / (6) 従業員・作業員に対する協力のお願い / (7) 感染者が確認された場合の対応 / (8) その他

(3) 建設現場 [詳細]

- 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。
- 建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。

(i) 建設現場における対応

- ・現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
 - ・内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。
 - ・特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。等
- ※気温・湿度が高い時期においては、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

(ii) 建設現場への移動・立ち入り

- ・現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。等

(iii) 作業員宿舎における対応

- ・宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保する等

(iv) 休憩・休息スペース

- ・食堂等で飲食する場合、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取る他、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション(アクリル板等)を設置する。等
- ※寒冷な場面においては、適切な換気(機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲(18℃以上を目安)での常時窓開け)や適度な保湿(湿度40%以上を目安)を行う。

(v) トイレ

(vi) 入札契約に関する対応

- ・建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。
- ・感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。等

現場で実施される感染拡大防止の取組への支援

○ 直轄工事・業務では、感染拡大防止のため、「3密」の回避や沿革での現場確認など、必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。

※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

(設計変更の対象とする対策の例)



「3密」の中での打合せ
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



サーモグラフィー体温計



労働者宿舎（↑外観、
→共用スペース）

⇒近隣宿泊施設の確保



Webカメラを活用した
遠隔による現場確認

